

## 第4章 NPO 法人の合併、解散について

## 1 NPO 法人の合併

NPO 法人は、社員総会の決議により、他の NPO 法人と合併することができます（法 33）。社員総会において合併の決議がなされた NPO 法人は、社員総会の議事録の謄本を添付した申請書を所轄庁に提出し、認証を受けなければなりません（法 34）。

所轄庁から合併の認証を受けた NPO 法人は、その認証の通知のあった日から 2 週間以内にその債権者に対して、合併に異議があれば**一定の期間内**<sup>(注)</sup>に述べるべきことを公告するとともに、貸借対照表及び財産目録を作成し、債権者が異議を述べることができる期間が満了するまでの間、事務所に備え置く必要があります（法 35）。

法人の成立の時期については、合併の認証その他合併に必要な手続が終了した日から 2 週間以内に、合併により設立した NPO 法人又は合併後存続する NPO 法人の主たる事務所の所在地において、登記をすることによって効力を生じることとなります（組登令 8）。

(注) 「一定の期間内」の期間は、2 カ月を下回ってはなりません。

提出書の提出年月日を記載する

年 月 日

和歌山県知事 様

特定非営利活動法人〇〇〇〇と記載する

合併しようとする特定非営利活動法人(甲)の名称  
主たる事務所の所在地  
代表者氏名  
電話番号  
合併しようとする特定非営利活動法人(乙)の名称  
主たる事務所の所在地  
代表者氏名  
電話番号

### 合併認証申請書

特定非営利活動促進法第34条第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、下記のとおり合併することについて、認証を受けたいので、申請します。

#### 記

1  特定非営利活動法人の名称

合併後存続する又は合併後設立する  
法人名

2 代表者の氏名

合併後存続又は設立する法人の代表者（理事長）の氏名を記載する

3 主たる事務所の所在地

合併後存続又は設立する法人の町名及び番地まで  
記載する

4 その他の事務所の所在地

合併後存続又は設立する法人の町名及び番地まで  
記載する

5 定款に記載された目的

合併後存続又は設立する法人の定款の記載と完全に一致させる

#### (備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 の部分には、合併後の態様に応じて「合併後存続する」又は「合併によって設立する」を記入すること。
- 3 上記3及び上記4には、事務所の所在地の町名及び地番まで記載すること。
- 4 申請書には次に掲げる書類を添付すること。
  - (1) 合併の議決をした社員総会の議事録の謄本(法第34条第4項)
  - (2) 定款(法第10条第1項第1号)
  - (3) 役員名簿(役員の名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。)(法第10条第1項第2号イ)

- (4) 各役員が法第20条各号に該当しないこと及び法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本(法第10条第1項第2号ロ)
- (5) 各役員の住所又は居所を証する書面(法第10条第1項第2号ハ)
- (6) 社員のうち10人以上の者の氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)及び住所又は居所を記載した書面(法第10条第1項第3号)
- (7) 法第2条第2項第2号及び法第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面(法第10条第1項第4号)
- (8) 合併趣旨書(法第10条第1項第5号)
- (9) 合併当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書(法第10条第1項第7号)
- (10) 合併当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書(法第10条第1項第8号)

様式例・記載例（法第39条第1項関係）

別記第17号様式（第16条関係）

提出書の提出年月日を記載する

年 月 日

和歌山県知事 様

特定非営利活動法人〇〇〇〇と記載する

特定非営利活動法人の名称

代表者氏名

電話番号

合併登記完了届出書

合併の登記を完了したので、特定非営利活動促進法第39条第2項において準用する同法第13条第2項の規定により届け出ます。

【添付書類】

- ・ 登記事項証明書
- ・ 財産目録

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 この届出書には、次に掲げる書類を添付すること。
  - (1) 合併登記をしたことを証する登記事項証明書
  - (2) 合併の時の財産目録

## 2 NPO 法人の解散・清算

### (1) NPO 法人の解散

イ NPO 法人は次の①～⑦に掲げる事由によって解散します（法 31①）。

- ① 社員総会の決議<sup>(注)</sup>
- ② 定款で定めた解散事由の発生
- ③ 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- ④ 社員の欠亡
- ⑤ 合併
- ⑥ 破産手続開始の決定
- ⑦ 設立の認証の取消し

(注) 社員総会における解散の決議には、総社員の 4 分の 3 以上の賛成が必要です。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りではありません。

ロ 上記の解散事由のうち③の事由により解散する場合には、その事由を証する書面を所轄庁に提出し、所轄庁から認定を受けることが必要となります（法 31②③）。

ハ 清算人は、上記解散事由のうち①、②、④又は⑥の事由により解散した場合には、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければなりません（法 31④）。

ニ 解散後、清算中の NPO 法人は、清算の目的の範囲内において、その清算の終了に至るまでは存続するものとみなされます（法 31 の 4）

### (2) 清算の終了まで

NPO 法人が解散したときは、定款に別段の定めがあるとき、社員総会において理事以外のものを選任したとき、破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事が清算人となり、主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の監督により、①～⑤の清算業務を行うこととなります（法 31 の 5、法 31 の 9、法 32 の 2①）。

- ① 現務の終了
- ② 債権の取立て及び債務の弁済
- ③ 残余財産の引渡し
- ④ 債権の申出の公告<sup>(注)</sup>と催告
- ⑤ 公告と催告により判明した債務の分配

(注) 債権の申出の公告は、2 カ月以内に少なくとも 1 回官報に掲載する必要があります（法 31 の 10①④）

清算人は、清算終了後、清算終了の登記を行い、当該 NPO 法人の法人格が消滅することとなります。清算人は、登記を行った後、その旨を所轄庁に届け出なくてはなりません（法 32 の 3）。

## ○ 解散登記後に提出する書類、清算終了の登記後に提出する書類

### (1) 解散登記後に提出する書類

提出書類のリスト	参照頁
解散届出書	114
登記事項証明書	—

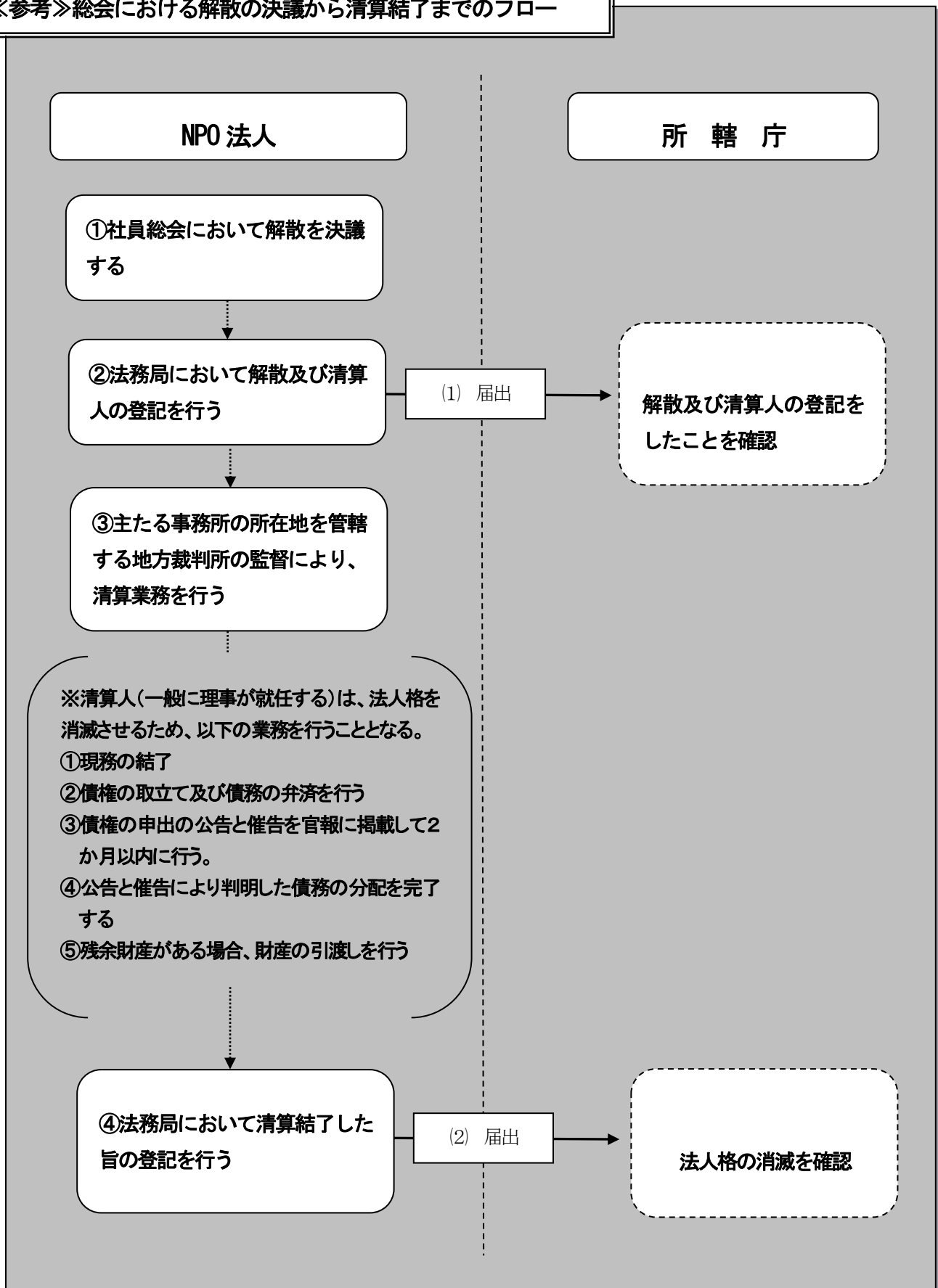
※登記事項証明書は原本が必要です。

### (2) 清算終了の登記後に提出する書類

提出書類のリスト	参照頁
清算終了届出書	117
登記事項証明書	—

※登記事項証明書は原本が必要です。

《参考》総会における解散の決議から清算終了までのフロー



## 様式例・記載例（法第31条第1項関係）

謄本を提出する  
原本は法人が保管する

### 特定非営利活動法人〇〇〇〇総会議事録

- 1 日 時 令和××年××月××日 午後〇時～午後〇時
- 2 場 所 〇〇市××〇丁目〇番地 〇〇〇〇会議室
- 3 出席者数 社員総数〇人のうち〇人出席（うち書面表決者〇人、表決委任者〇人）
- 4 議長の選出
- 5 審議事項
  - (1) 第1号議案 特定非営利活動法人〇〇〇〇の解散について
  - (2) 第2号議案 残余財産の処分について
  - (3) 第3号議案 清算人の選任について
- 6 議事の経過概要及び議決の結果
  - (1) 司会者より本日の総会が、有効に成立した旨を告げ、議長に〇〇〇〇氏を指名、満場一致で承認され、議事に入った。
  - (2) 第1号議案 特定非営利活動法人〇〇〇〇の解散について  
議長より、当法人解散について説明があり、審議の結果、全員異議なく承認可決された。
  - (3) 第2号議案 残余財産の処分について  
議長より残余財産××××円に関して、△△△△に譲渡することについて説明があり、審議の結果、全員異議なく承認可決された。
  - (4) 第3号議案 清算人の選任について  
議長より清算人として次の者を選任にしたいとの提案があり、審議の結果、全員異議なく承認された。なお、被選任者はその就任を承諾した。  
清算人〇〇〇〇
- 7 議事録署名人の選任に関する事項  
議長より、議事録署名人として、××××氏、◎◎◎◎氏を選任したいとの提案があり、全員異議なく承認された。  
以上、この議事録が正確であることを証します。  
××年××月××日

記名・押印  
又は署名

議 長 〇〇 〇〇 印  
議事録署名人 ×× ×× 印  
同 ◎◎ ◎◎ 印

#### (注意事項)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
- 2 上記3には、書面表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記する。
- 3 議決の結果には、「承認可決された」または「否決された」旨を必ず記載する。
- 4 議事録が、2枚以上の場合は、議長、議事録署名人の割り印を必要とする。



様式例・記載例（法第31条第2項関係）

別記第11号様式（第10条関係）

提出書の提出年月日を記載する

年 月 日

和歌山県知事 様

特定非営利活動法人〇〇〇〇と記載する

特定非営利活動法人の名称

主たる事務所の所在地

代表者氏名

電話番号

### 解散認定申請書

特定非営利活動促進法第31条第1項第3号に掲げる事由により下記のとおり特定非営利活動法人を解散することについて、同条第2項の認定を受けたいので、申請します。

### 記

- 1 事業の成功の不能となるに至った理由及び経緯
- 2 残余財産の処分方法

（備考）

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能の事由を証する書面（法第31条第3項）を添付すること。

事業の成功が不能であることを議決した総会の議事録等

様式例・記載例（法第31条第4項関係）

別記第12号様式（第11条関係）

提出書の提出年月日を記載する

年 月 日

和歌山県知事 様

特定非営利活動法人〇〇〇〇と記載する

特定非営利活動法人の名称

清算人 住所又は居所

氏名

電話番号

解散届出書

特定非営利活動促進法第31条第1項第  号に掲げる事由により下記のとおり特定非営利活動法人を解散したので、同条第4項の規定により、届け出ます。

記

- 1 解散の理由
- 2 残余財産の処分方法

【添付書類】

・ 登記事項証明書

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2  の部分には、解散の事由の区分に応じ、「1」、「2」、「4」又は「6」を記入すること。
- 3 解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付すること。

様式例・記載例（法第31条の8関係）

別記第13号様式（第12条関係）

提出書の提出年月日を記載する

年 月 日

和歌山県知事 様

特定非営利活動法人〇〇〇〇と記載する

特定非営利活動法人の名称

清算人 住所又は居所

氏名

電話番号

特定非営利活動法人〇〇〇〇と記載する

清算人就職届出書

下記のとおり（特定非営利活動促進法人の名称）の解散に係る清算中に清算人が就職したので、特定非営利活動促進法第31条の8の規定により、届け出ます。

記

- 1 清算人の氏名及び住所又は居所
- 2 清算人が就職した年月日

【添付書類】

・登記事項証明書

（備考）

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 当該清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付すること。

様式例・記載例（法第32条第2項関係）  
別記第14号様式（第13条関係）

提出書の提出年月日を記載する

年 月 日

和歌山県知事 様

特定非営利活動法人〇〇〇〇と記載する

特定非営利活動法人の名称

清算人 住所又は居所

氏名

電話番号

### 残余財産譲渡認証申請書

下記のとおり残余財産を譲渡することについて、特定非営利活動促進法第32条第2項の認証を受けたいので、申請します。

#### 記

- 1 譲渡すべき残余財産
- 2 残余財産の譲渡を受ける者

（備考）

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 上記2には、残余財産の譲渡を受ける者が複数ある場合には、各別に譲渡する財産を記載すること。

様式例・記載例（法第32条の3関係）  
別記第15号様式（第14条関係）

提出書の提出年月日を記載する

年 月 日

和歌山県知事 様

特定非営利活動法人〇〇〇〇と記載する

特定非営利活動法人の名称

清算人 住所又は居所

氏名

電話番号

特定非営利活動法人〇〇〇〇と記載する

清算終了届出書

（特定非営利活動促進法人の名称）の解散に係る清算が終了したので、特定非営利活動促進法第32条の3の規定により、届け出ます。

【添付書類】

・ 登記事項証明書

（備考）

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 清算終了の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付すること。